

○岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学官連携による新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、岡山大学連携型起業家育成施設に入居し、かつ、起業又は新規事業展開等（以下「起業等」という。）を図ろうとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岡山大学連携型起業家育成施設 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が岡山市北区津島中一丁目1番1号に設置する施設（以下「施設」という。）をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 中小企業者の団体 次のいずれかに該当し、その構成員の2分の1以上が中小企業者であるもの
 - ア 事業協同組合
 - イ 商工組合
 - ウ 企業組合及び協業組合
 - エ 技術研究組合
 - オ その他市長が適当と認める団体
- (4) 大企業 中小企業者及び中小企業者の団体以外の者で、事業を営む者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が施設で行う事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請時において中小機構と施設の入居に係る賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結している者（以下「入居者」という。）であって、次の第1号から第3号までのいずれをも満たす者のうち、次の第4号を満たす個人又は次の第5号若しくは第6号のいずれかを満たす法人とする。

- (1) 大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究成果等を活用して研究開発等を行う者（行おうとする者を含む。）又は大学等と連携して研究開発等を行う者（行おうとする者を含む。）
- (2) 起業等を図ろうとする者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業者
 - イ 中小企業者の団体
 - ウ 中小企業者、中小企業者の団体及び大企業以外の法人であって、当該法人が補助事業を実施することにより、市内の中小企業の発展に資すると認められるもの
- (4) 個人にあつては、入居期間中に事業化に係る法人を市内に設立する計画がある者
- (5) 法人にあつては、市内に事業所、事務所、生産拠点等（以下「事業所等」という。）を有し、かつ、施設退去後に市内の事業所等において補助事業の成果を活用した事業を行う計画を有する者
- (6) 市内に事業所等を有しない法人にあつては、施設退去後概ね1年以内に市内に補助事業の成果を活用した事業を行う事業所等を設置する計画を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 個人にあつては、市税を完納していない者
- (2) 法人にあつては、法人又は法人の代表者が市税を完納していない者
- (3) 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 他の入居者の起業等を支援する目的で施設に入居する者
- (5) 第7条に規定する補助対象経費について、本市の他の補助金及び助成金の交付を受けている者
- (6) 令和8年4月1日以降に入居した者のうち、過去に施設に入居し本補助金の交付を受けたことがある者。
- (7) その他市長が交付対象と認めない者
(市税の滞納がないことの確認等)

第5条 前条第2項第1号及び第2号に規定する要件は、申請者の同意を得た上で市長が市税の納付状況を調査し、確認することとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことを示す完納証明書（申請日前15日以内に交付されたものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。

（補助金の交付の制限）

第6条 補助金の交付の対象期間は、補助事業者が施設に入居した日から起算して3年間（以下「交付対象期間」という。）を上限とする。

（補助対象経費）

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、賃貸借契約に基づく賃料で現に支払われたものとする。ただし、敷金、賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費、駐車場借上費等は含まないものとし、同一の補助事業者について延べ床面積100平方メートルに係る賃料を上限とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その得られた額に円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出して行わなければならない。

2 交付対象期間が年度をまたがる場合において、次年度においても引き続き補助金の交付を受けようとする者は、当該年度においても、前項に規定する申請を行わなければならない。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸借契約に係る契約書の写し及びそれに付随する書類一式
- (2) 市税納付状況照会同意書（様式第2号）又は市税の滞納がないことを示す完納証明書（申請日前15日以内に交付されたものに限る。）

（交付の決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受領し、当該申請についてその内容を適当と認

めたときは、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

（1）補助金の交付決定を受けた法人が、正当な理由によることなく、市内に補助事業の内容にかかる事業を行う事業所等を有しない場合。

（2）この要綱に違反する事実があったとき。

（計画変更等の承認）

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定による計画変更等をしようとするときは、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

（実績報告）

第13条 規則第16条第1項の実績報告は、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）岡山大学連携型起業家育成施設入居賃料支払等実績書（様式第6号）

（2）領収書その他の補助対象経費の支払が確認できるもの

3 規則第16条第1項第1号に掲げる書類の添付は要しない。

（補助金等の額の確定等）

第14条 規則第17条の補助金の額の確定は、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金等確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業者は、毎年6月、9月、12月に、当該月分までの補助金について交付を受けることができるものとする。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書及び岡山大学連携型起業家育成施設入居賃料支払等実績書（概算払用）（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の返還）

第16条 規則第21条に規定する返還は、岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（書類の整備等）

第17条 規則第25条に規定する関係書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（成果の事業化等）

第18条 補助事業者は、補助事業の成果を活用した事業化に努めなければならない。

2 市長は、補助事業完了後も補助対象者に対し必要な指示を行い、又は事業化の状況についてヒアリング若しくは書面等による報告を求めることができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年7月12日決裁）

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の第11条第1号の規定は、施行日以降に交付決定を受けるものから適用し、同日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月15日決裁）

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則（令和3年12月3日決裁）

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

附 則（令和8年3月10日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。